

岩手県告示第17号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（平成29年岩手県告示第474号）で公示した公共測量を終了した旨陸前高田市長から次のとおり通知があった。

平成30年1月5日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 陸前高田都市計画 今泉地区被災市街地復興土地区画整理事業地内
- 2 実施した期間 平成29年5月29日から同年11月30日まで
- 3 実施した公共測量の種類 公共測量（基準点測量、出来形確認測量）